

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>民法の一部を改正する法律による 警察庁所管法律の改正等について</p>	<p>平成30年2月15日 総務課 少年課</p>
<p>1 民法改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年年齢の引下げ（20歳から18歳へ） ○ 女性婚姻年齢の引上げ（16歳から18歳へ） <p>2 警察庁所管法律の対応</p> <p>(1) 「未成年者」と規定する法律</p> <p>ア 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法について、現行20歳である喫煙及び飲酒の禁止年齢を維持するため、題名をそれぞれ「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改めるなど民法の一部を改正する法律の附則で所要の改正を行う。</p> <p>イ 次の法律について、民法の成年年齢の引下げに伴い、年齢要件を18歳に変更する（カを除き改正不要）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等の許可等） (イ) 古物営業法（古物営業の許可等） (ウ) 質屋営業法（質屋営業の許可） (エ) 警備業法（警備業を営む者の認定等） (オ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（自動車運転代行業を営む者の認定） (カ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（インターネット異性紹介事業の届出） <p>※ 民法の一部を改正する法律の附則で規定の整理を行うための改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (キ) 探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業の届出） <p>(2) 「二十歳」等と規定する法律</p> <p>次の法律について、現行の年齢要件を維持する（改正不要）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銃砲刀剣類所持等取締法（猟銃所持の許可） ○ 道路交通法（運転免許） ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（指定暴力団等への加入強要等の禁止） <p>3 今後の予定</p> <p>閣議決定 平成30年2月27日 施行期日 平成34年4月1日</p>		

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 平成29年中の監督対象行為の件数等（いずれも都道府県警察）

- 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数 456件
- 規則第10条に基づく調査の件数 394件
- 監督対象行為の件数 21件（20轄）
 - ※ 監督対象行為：取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為
 - ※ 被疑者取調べの件数 約130万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H25	H26	H27	H28	H29
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	4	4	4	2	2
直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	5	3	2	2	3
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	4	3	2	2	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	19	7	11	8	5
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	1	0	1	2	0
深夜(22時から翌日5時まで)又は長時間(1日につき8時間)の被疑者取調べを行うときに事前承認を受けないこと	6	15	8	17	9
合計	39 (35)	32 (31)	28 (25)	33 (32)	21 (20)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳 (平成29年) (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	8	15
	捜査部門からの連絡	3	
	留置部門等からの連絡	4	
苦情等を端緒	苦情の申出	1	5
	その他	4	
合計			20

3 平成30年の取組

被疑者取調べ監督を担当する総務・警務部門において、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を確実に実施するよう指導する。

また、各捜査担当部門において、取調べの適正化に係る教養、捜査幹部による取調べに係る指揮が充実するよう努める。

公安委員会 説明資料No. 3	台湾における地震被害に対する 専門家チームの派遣結果について	平成30年2月15日 国際課
<p>1 台湾における地震の概要及び被害状況</p> <p>2月6日(火)午後11時50分(日本時間7日(水)午前0時50分)に台湾東部で発生した地震(マグニチュード6.4)により甚大な被害が発生。</p> <p>2月13日(火)時点で判明している死者数は17名であり(中央通信社報道)、邦人被害については、負傷者9名が確認されている。</p> <p>2 専門家チームの派遣結果</p> <p>(1) 派遣期間</p> <p>2月8日(木)から2月11日(日)まで(4日間)</p> <p>(2) 専門家チームの編成</p> <p>外務省、警察、消防、海上保安庁及びJICAより計8名。</p> <p>警察からは、警察庁1名及び警視庁1名の計2名。</p> <p>(3) 活動内容等</p> <p>2月8日(木)午後に現地に到着した後、台湾当局による行方不明者の捜索・救助活動の支援(瓦礫の上から生命反応を探查するための機材の運用方法の指導)を実施した。</p>		

1 交通安全対策の経緯（第一次・第二次交通戦争と対策）

- 平成29年の死者数は3,694人（前年比-210人、-5.4%）。警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少【P2】
- 第一次交通戦争（ピーク：昭和45年・16,765人）では、運転免許保有者数や自動車保有台数の増加、道路整備等を背景に、自動車乗車中や歩行者との事故が大幅に増加。その後、昭和54年には8,466人まで減少
- 第二次交通戦争（ピーク：平成4年・11,452人）では、第一次と同様の要因に加え、運転技能が不十分な若者の増加等を背景に、特に自動車乗車中の事故が増加。その後、一貫して減少傾向（減少幅は近年縮小）
- 交通安全基本計画を策定するなど、政府を挙げて対策を実施し【P3-7】、警察も参画（現在は第10次交通安全基本計画（平成28年度～32年度））

2 平成29年における交通死亡事故の特徴

（1）全般的な傾向

- 事故死者に占める高齢者の割合は54.7%。前年に次ぎ依然として高水準【P9】
- 状態別死者数、類型別事故件数等の傾向は、近年と同様【P10-14】

（2）高齢運転者による死亡事故に係る分析

- 平成29年における75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、前年と比較して、件数・構成比ともに若干の減少がみられた。しかしながら、件数は横ばい、全体に占める割合は増加の傾向【P19】
- 75歳以上の運転者による死亡事故は、75歳未満と比して工作物衝突、路外逸脱等の車両単独事故が多い。人的要因では操作不適が最も多く、特にブレーキとアクセルの踏み間違いの割合が相対的に高い。【P21-22】
- 死亡事故を起こした75歳以上運転者は、全受検者と比較して、直近の認知機能の検査結果が第1分類（認知症のおそれ）、第2分類（認知機能低下のおそれ）であった者の割合が高い。【P23】

（3）自転車関連事故に係る分析

- 自転車事故の相手当事者は自動車が84%。そのうち類型別では出会い頭衝突が54%で、全ての交通事故における出会い頭衝突の割合24.5%と比して高い割合。自転車側にも安全不確認や一時不停止等の法令違反が多い。【P27-28】
- 歩行者との事故は減少幅が相対的に小さく、平成29年は前年より増加。若い自転車運転者と高齢歩行者が当事者となる事故が多い状況【P29-30】
- 歩行者が死亡・重傷の事故では、運転者の52%は24歳以下、損害賠償責任保険等の加入は60%にとどまった。【P31】
- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約3.3倍高い。【P33】

3 今回の詳細分析のポイントと主な対策

(1) 高齢運転者による死亡事故

- 死亡事故を起こした高齢運転者は、全受検者と比較して、直近の認知機能の検査結果が第1、第2分類であった者の割合が高いことから、認知機能の低下が死亡事故の発生に影響を及ぼしているものと推察
⇒ 運転に不安を覚える者に対する専門的な助言・指導を行う運転適性相談の充実・強化を進め、高齢者の運転免許証の自主返納を促進
- 高齢運転者による死亡事故は、車両単独事故が多く、人的要因ではブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作不適が多い。
⇒ 高齢者講習等において、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に関し適切な理解を促すほか、安全運転サポート車の普及に関する関係省庁の取組を支援

(2) 自転車関連事故

- 歩行者との事故は他との事故に比して減少幅が小さく、若い自転車運転者と高齢歩行者が当事者となる事故が多い状況
⇒ 交差点等での安全確認や歩道での歩行者優先等、交通ルールの周知を図り、交通安全教育を推進
- 歩行者が死亡・重傷の事故では、運転者の52%は24歳以下。損害賠償責任保険等の加入は60%にとどまった。
⇒ 損害賠償責任保険等の加入促進を図るとともに、特に家庭内において加入状況を確認するよう啓発
- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の約3.3倍高い。
⇒ ヘルメットの被害軽減効果の周知等により、自転車利用時のヘルメット着用を促進

※ 別添資料省略